



花さき山

タイトル文字：滝平二郎



ブックスタートクラブ

第2・3・4水曜日は視聴覚室開放 day♪

☆幼児向けおはなし会☆

4月 8日、15日、22日⇒10:30~11:00

☆ウオンバットエクササイズ☆

4月29日⇒10:30~

音読会

場所：明野図書館 視聴覚室

日時：4月7日(火)

11:00~12:00

気軽に発声練習してみませんか？

もちろんお子さんも参加できます☆

4月、5月のテーマは、『えほん』！

作品を募集します！

手芸・絵画・写真・俳句・川柳などを
図書館に飾りませんか？

指定の用紙に貼ってもらいます。

旧カベデココーナーに飾ります(*^_^*)

ショート託児サービス

日時：毎週火曜日 (1日1回 1時間)

①10:00~11:00 ②11:00~12:00

③13:00~14:00 ④14:00~15:00

場所：明野図書館 視聴覚室

利用できる方

筑西市在住、在勤の方で、カードをお持の方

対象年齢：生後6ヶ月~未就学児

申込：事前予約制(空きがあれば当日可)

(詳しくはカウンターまで)

4月のおはなし会

場所：明野図書館 児童室

4月12日(日)&26日(日)

11:00~11:30

映画会(子供向け)

場所：明野図書館 視聴覚室

日時：4月19日(日) 10:30~

内容：「おしりたんてい vol.5」

(上映時間：約70分)

☆申込：不要・無料

こどもの読書週間イベント

期間：4月7日(火)~5月10日(日)

(カード配布期間)

受付：明野図書館 カウンター

《内容》

☆ブックハント☆

ぬいぐるみたちの本探しのお手伝い!

プレゼントもらえるかも(*^_^*)

☆図書館の謎を解け☆ 5月3日(日)

(詳しくはカウンターまで)



図書館からのお知らせ

4/29~5/6は開館しております。

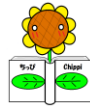
《4月の特集コーナー》

場所：明野図書館 カウンター前「特集コーナー」

テーマ：「お金」です。どんな本が並ぶかな？

ぜひ、覗いてみてください(^^) /





遺跡保存の先達たち

大谷 昌良

筑西市古郡の地には、新治廃寺跡、新治郡衙跡という1300年も昔の奈良時代の遺跡が所在し、ともに国の指定文化財(史跡)となっています。これらの遺跡は、古くは江戸時代のころから注目されていましたが、本格的には大正8年に制定された『史蹟名勝天然紀念物保存法』(現在の文化財保護法の前身)により、全国の主要な遺跡が調査される中で大正10年6月6日に古郡の地を訪れた黒板勝美(東京帝国大学教授)と柴田常恵(同大学助手、遺跡調査の考査員)らが地元古郡の藤田清の案内を受けて、遺跡の重要性が説かれました。

それまで、廃寺跡の土壇は平将門に所縁ある〈平親塚〉の伝承を伝え、金堂の礎石は〈鏡石〉、塔跡の中心礎石も伝承を以て語り伝えられてきたが、歴史的にも奈良時代を代表する寺院跡であることが示唆されたのです。このことは、大正10年の柴田の調査ノートとともに藤田清の日記にも書き記されていたことで判明しました。また、郡衙跡は『類聚国史』の弘仁8年(817)の条に記された「常陸国新治郡の不動倉13棟、穀9990石を焼失する」地であることも判明しました。

藤田家は、江戸時代から古郡村の名主を務めてきた家柄で、清翁は幼少のころから自宅近辺から出土する土器や石器に親しみ歴史には関心を持っていたという。戦後の農地解放までは遺跡の地である郡衙跡を広く所有するなど、清翁を取り巻く環境も大きかったものと思われれます。こうして、遺跡の重要性を知り得た清翁は、昭和4年3月に『新治郡家之趾』なる顕彰碑を自費で郡衙跡の地に建立するなど文化財保護の先駆けを行っています。また、この頃、新治村青年団においても副団長の立場からスポーツ大会や文芸活動、郷土の歴史文化研究など活動を通して村の青年たちに指導していました。

昭和10年1月、新治村青年団の代表として推薦を受けた門井に在住する廣瀬半之助は、東京小金井の大日本青年団講習所で60日間にわたる「大日本青年団指導者講習会」に参加し、指導者の小野武夫(社会経済史学会発起人の一人)等との雑話の中で地元古郡の遺跡の話をしたところ、さらに詳しい報告を求められたという。廣瀬は帰郷後、すぐさま清翁のもとを訪ね原稿の執筆を願い、その成果が『社会経済史学』第5巻第3号(昭和10年6月刊)に掲載されたのです。このとき発表した「常陸の不動倉」が契機となり、その後の遺跡発掘調査に結びついてくるのです。遺跡調査は、茨城県女子師範学校の高井悌三郎を迎え、藤田清の協力のもとで昭和14年から始まりました。発掘調査は先駆的で地方官衙遺跡研究の嚆矢となった遺跡として多大なる成果をあげ、廃寺跡は昭和17年7月に国指定となり、郡衙跡は昭和43年5月に国指定となりました。

清翁が郡衙跡に顕彰碑を建立して90年、廃寺跡は国指定後77年、郡衙跡が国指定後51年、そして不動倉の焼失から1202年を迎える現在、私たちは郷土の歴史の学びを通じ、多くの先達の足跡も合わせて語り継いでいく責務を担っていかなければならないと感じるばかりです。

おおや まさよし／常総古文化研究所所長